

第1編 総則

第1章 計画の目的	1
第1節 計画の目的	
第2節 計画の性格	
第3節 計画の構成	
第2章 本市の特質と災害要因	4
第1節 地形・地質	
第2節 市周辺における既往の地震とその被害	
第3節 社会的条件	
第3章 被害想定及び減災効果	8
第1節 基本的な考え方	
第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果	
第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	16
第1節 防災の基本理念	
第2節 重点を置くべき事項	
第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	19
第1節 実施責任	
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
第3節 防災組織	

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進	23
第1節 防災協働社会の形成推進	
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
第3節 企業防災の推進	
第2章 建築物等の安全化	30
第1節 建築物の耐震推進	
第2節 交通関係施設等の整備	
第3節 ライフライン関係施設等の整備	
第4節 文化財の保護	
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	
第3章 都市の防災性の向上	45
第1節 都市計画	
第2節 防災街区等整備計画	

第3節	建築物の不燃化の促進	
第4節	防災空間の整備拡大	
第5節	市街地開発事業による都市整備	
第4章	液状化対策・土砂災害等の予防	48
第1節	土地利用の適正誘導	
第2節	液状化対策の推進	
第3節	宅地造成の規制誘導	
第4節	土砂災害の防止	
第5節	被災宅地危険度判定の体制整備	
第5章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	53
	防災施設・設備、災害用資機材及び体制等の整備	
第6章	避難行動の促進対策	61
第1節	津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備	
第2節	緊急避難場所及び避難路の指定等	
第3節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	
第4節	避難誘導等に係る計画の策定	
第5節	避難に関する意識啓発	
第7章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	67
第1節	避難所の指定・整備等	
第2節	要配慮者支援対策	
第3節	帰宅困難者対策	
第8章	火災予防・危険性物質の防災対策	79
第1節	火災予防対策に関する指導	
第2節	消防力の整備強化	
第3節	危険物施設防災計画	
第4節	高圧ガス大量貯蔵所防災計画	
第5節	毒物劇物取扱施設防災計画	
第9章	津波等予防対策	84
第1節	津波対策に係る地域の指定等	
第2節	津波防災体制の充実	
第3節	津波防災知識の普及	
第4節	津波等防災事業の推進	
第10章	広域応援・受援体制の整備	90
第1節	広域応援・受援体制の整備	
第2節	広域部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	
第3節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	

第4節 防災活動拠点の確保等	
第11章 防災訓練及び防災意識の向上	94
第1節 防災訓練の実施	
第2節 防災のための意識啓発・広報	
第3節 防災関係機関における措置	
第4節 防災のための教育	
第12章 震災に関する調査研究の推進	101
震災に関する調査研究の推進	
第3編 災害応急対策	
第1章 活動態勢（組織の動員配備）	102
第1節 災害対策本部の設置・運営	
第2節 職員の派遣要請	
第3節 災害救助法の適用	
第2章 避難行動	107
第1節 津波警報等の伝達	
第2節 避難の指示	
第3節 住民等の避難誘導等	
第3章 災害情報の収集・伝達・広報	115
第1節 被害状況等の収集・伝達	
第2節 通信手段の確保	
第3節 広報	
第4章 応援協力・派遣要請	128
第1節 応援協力	
第2節 応援部隊等による広域応援等	
第3節 自衛隊の災害派遣	
第4節 ボランティアの受入	
第5節 防災活動拠点の確保等	
第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	
第5章 救出・救助対策	138
第1節 救出・救助活動	
第2節 航空機の活用	
第6章 消防活動・危険性物質対策	141
第1節 消防活動	
第2節 危険物施設対策計画	
第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画	

第4節 毒物劇物取扱対策計画	
第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	147
第1節 医療救護	
第2節 防疫・保健衛生	
第8章 交通の確保・緊急輸送対策	157
第1節 道路交通規制等	
第2節 道路施設対策	
第3節 港湾施設対策	
第4節 緊急輸送手段の確保	
第9章 浸水・津波対策	165
第1節 浸水対策	
第2節 津波応急対策	
第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	168
第1節 避難所の開設・運営	
第2節 要配慮者支援対策	
第3節 帰宅困難者対策	
第11章 水・食品・生活必需品等の供給	174
第1節 給水	
第2節 食品の供給	
第3節 生活必需物資の供給	
第12章 環境汚染防止及び地域安全対策	178
第1節 環境汚染防止対策	
第2節 地域安全対策	
第13章 遺体の取扱い	181
第1節 遺体の搜索	
第2節 遺体の処理	
第3節 遺体の埋火葬	
第14章 ライフライン施設等の応急対策	185
第1節 電気施設対策	
第2節 ガス施設対策	
第3節 L P ガス（プロパンガス）施設対策	
第4節 上水道施設対策	
第5節 下水道施設対策	
第6節 通信施設の応急措置	
第7節 郵便業務の応急措置	
第8節 ライフライン施設の応急復旧	
第15章 住宅対策	197
第1節 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定	

第2節	被災住宅等の調査	
第3節	公共賃貸住宅等への一時入居	
第4節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	
第5節	住宅の応急修理	
第6節	障害物の除去	
第16章	学校における対策	205
第1節	津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	
第2節	教育施設及び教職員の確保	
第3節	応急な教育活動についての広報	
第4節	教科書・学用品等の給与	
第4編	災害復旧・復興	
第1章	復興体制	208
第1節	復興計画等の策定	
第2節	職員の派遣要請	
第2章	公共施設等災害復旧対策	209
第1節	公共施設災害復旧事業	
第2節	激甚災害の指定	
第3節	暴力団等への対策	
第3章	災害廃棄物処理対策	213
	災害廃棄物処理対策	
第4章	震災復興都市計画の決定手続き	215
第1節	第一次建築制限	
第2節	第二次建築制限	
第3節	復興都市計画事業の都市計画決定	
第5章	被災者等の再建等の支援	217
第1節	罹災証明書の交付等	
第2節	被災者への経済的支援等	
第3節	金融対策	
第4節	住宅対策	
第5節	労働者対策	
第6節	乳幼児の保育	
第6章	商工業・農林水産業の再建支援	224
第1節	商工業の再建支援	
第2節	農林水産業の再建支援	

第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	226
2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	226
3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	231

別紙 東海地震に関する事前対策

第1章 総則	237
第1節 強化計画の目的	
第2節 東海地震に関連する情報	
第3節 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱	
第2章 地震災害警戒本部の設置等	241
第1節 地震災害警戒本部の設置	
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達	
第3節 警戒宣言発令時等の広報	
第4節 警戒宣言前の情報に基づく防災対応	
第5節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	
第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	249
第1節 食糧、生活必需品、医薬品等の確保	
第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	
第4章 発災に備えた直前対策	254
第1節 避難対策	
第2節 消防、浸水等対策	
第3節 社会秩序の維持対策	
第4節 道路交通対策	
第5節 鉄道	
第6節 バス	
第7節 海上交通	
第8節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	
第9節 生活必需品等の確保	
第10節 郵便事業対策	
第11節 病院及び診療所	
第12節 百貨店等	
第13節 緊急輸送	
第5章 市が管理又は運営等する施設に関する対策	271
第1節 道路	
第2節 河川及び海岸保全施設等	
第3節 農業用施設	

第4節	不特定かつ多数の者が出入りする施設	
第5節	地震防災応急対策の実施上重要な建物に対する措置	
第6節	工事中の建物等に対する措置	
第6章	他機関に対する応援要請等	276
第1節	防災関係機関に対する応援要請等	
第2節	自衛隊の地震防災派遣	
第3節	消防機関相互の応援体制の整備	
第7章	大規模な地震に係る防災訓練計画等	278
第1節	防災訓練の実施	
第2節	訓練の内容	
第3節	住民等の地震予防対策	
第4節	防災訓練の指導協力	
第8章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	280
第1節	市職員等に対する教育	
第2節	住民等に対する教育及び広報	
第3節	児童生徒に対する教育	
第4節	防災上重要な施設管理者に対する教育	
第5節	自動車運転者に対する教育	
第6節	地震相談窓口の設置	